

日金協発第 25-886 号
令和 7 年 10 月 30 日

サン
青木 久雄 殿

日 本 貸 金 業 協 会
会 長 倉 中 伸

会員権の消滅について（通知）

貴殿は、登録行政庁（東京都知事）より下記のとおり登録の取消し処分を受けました。
これに伴い、貴殿は同日付で定款第 9 条第 2 項第 2 号の規定により協会員たる資格を失いましたので、定款の施行に関する規則第 11 条第 2 項第 1 号の規定によりその旨を通知します。

記

名 称	サン
協会員番号	日本貸金業協会会員第 006380 号
登 録 番 号	東京都知事(1)第 32018 号
登録年月日	令和 7 年 3 月 31 日
処分年月日	令和 7 年 10 月 21 日
処分の内容	登録の取消し

以上